**大阪府公立高等学校入学者選抜に係る府内統一ルールについて**

別　紙

令和２年度以降に実施するチャレンジテストを活用した府内統一ルールを、以下のとおり変更する。なお、令和２年３月31日までに実施するチャレンジテストを活用した府内統一ルールは、これまで通りとする。

**１　中学１年生**

各中学校は、府教育委員会が定めた３教科（国語、数学、英語）の「府全体の評定平均」※１と、自校の中学生チャレンジテスト（１年生）実施３教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の３教科の評定平均が収まっていることを確認する。

**２　中学２年生**

各中学校は、府教育委員会が定めた５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の「府全体の評定平均」※２と、自校の中学生チャレンジテスト（２年生）実施５教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の５教科の評定平均が収まっていることを確認する。

**３　中学３年生**

**(1) チャレンジテスト実施５教科**

各中学校は、府教育委員会が定めた５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の「府全体の評定平均」※２と、自校の中学生チャレンジテスト（３年生）実施５教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の５教科の評定平均が収まっていることを確認する。

**(2) チャレンジテスト実施５教科以外の４教科**

ア　各中学校は、府教育委員会が定めたチャレンジテスト実施５教科以外の４教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の「府全体の評定平均」※３の±0.3の範囲に、自校の４教科の評定平均が収まっていることを確認する。

イ　アにおいて収まっていない場合、ア及び(1)の範囲とを合わせた２つの範囲の最大値と最小値の間に、自校の４教科の評定平均が収まっていることを確認する。

ウ　イにおいて収まっていない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。

ただし、イで確認する範囲に収めることに妥当性がないと、中学校長及び所管する市町村教育委員会が判断した場合、中学校長は具体的な資料に基づいて、市町村教育委員会を通じて府教育委員会に協議を申し出ることができる。

※１・・・第１学年の2学期末までの府内公立中学校の３教科（国語、数学、英語）の評定の状況と、中学生チャレンジテスト（１年生）の結果を使って定める。

※２・・・第２学年の2学期末までの府内公立中学校の５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の評定の状況と、中学生チャレンジテスト（２年生）の結果を使って定める。

※３・・・第２学年の学年末の府内公立中学校の４教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の評定の状況を使って定める。